

2018年度版

災害対応マニュアル

2018年11月

広島県老人福祉施設連盟

はじめに

近年、全国各地で大規模な災害が発生しており、広島県においても甚大な被害がでている。被災地域以外でも災害にどう備えるのかという「減災」や「防災」への関心が高まっている。また、被災地域の暮らしの復興を支援するため各地から災害ボランティアが集まり被災者を支援することが広がりを増している。

このような状況の中、会員事業所は、各地域において「福祉の拠点」としての重要な役目を担い、「福祉避難所」としての位置づけもある。広島県老人福祉施設連盟には、会員事業所と県、各市町をつなげる役割がさらに強く求められている。

しかしながら、我々が組織として、役員が災害警戒時および災害発生時に、どのような行動を執るべきかについて、平常時から共通認識を持つことができるようなマニュアルなどはなく、組織としての危機管理体制は不十分であった。

したがってこの『災害対応マニュアル』は、会員事業所が被災した際に、組織が果たすべき役割と各役員が取り組むべき業務について取りまとめたものである。マニュアルがあればすべての事態に対処できるというわけではないが、役員間で、組織はどのようなスタンスでどのように対応を執るべきかという共通認識を持つことが重要である。

第1章 広島県老人福祉施設連盟の災害に対する対応

第1節 災害対応マニュアルの目的

本マニュアルは、災害時に広島県老人福祉施設連盟（以下、「連盟」という。）が速やかに会員事業所の災害状況を把握し、救援物資の調達や供給手段の確保等救援活動に取り組むための手順を記したものであり、連盟役員が共通認識を持って実施するものである。

1 災害時における連盟の役割

- (1) 各ブロックのネットワークを活用した情報収集
- (2) 迅速な救援物資等保管場所の確保
- (3) 関係機関へ被災地域の正確な情報提供
- (4) 一日も早い日常への復帰に向けての支援
- (5) 被災後の事業再開のためのニーズに対応した柔軟な支援

第2節 災害対応マニュアルの性格と他計画との関連について

本マニュアルは会員事業所の災害対応に関し、連盟が対応すべき事務、または業務を中心とする総合的かつ基本的なものであり、災害対応に関する役割を明確にするとともに、連盟各部会・委員会の事務、または業務を有機的に統合するものである。また、広島県地域防災計画や各市町地域防災計画をふまえ、実際の活動においては相互に関連しており、問題が生じたときは県や各市町と協議のうえ解決しながら円滑に実施する。

第3節 災害対応マニュアルの修正

本マニュアルにおいては、訓練の成果や関係機関などの取組状況の変化などにより、修正の有無について定期的に検証を行い、必要があれば総務委員会で協議して、役員会で承認する。

第4節 災害対応マニュアルの習熟

連盟の役員は地域福祉を推進する会員事業所の職員であるため、本マニユア

ルに沿った活動を行うにあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から調査研究を行うとともに習熟に努め、また災害への備えを認識するため特に次の9項目について確認しておく必要がある。

災害への備え9項目

- ① 防災に関心を持ち続ける。
- ② 普段から事業所や個人または家族で防災の備えをする。
- ③ 自分自身の身は自分で守る。
- ④ 災害時には連盟役員として行動することを周囲に説明しておく。
- ⑤ 参集方法と参集ルートの確認をしておく。
- ⑥ マニュアルを熟知し、災害時の自分の役割(担当)を理解しておく。
- ⑦ 災害救援活動に必要な関係機関との連携を取ることに努める。
- ⑧ 普段から地域の生活課題についてアンテナを張り、ネットワークづくりに心がける。
- ⑨ 連盟の防災用具等の点検をする。(別添1…防災用具等リスト)

第5節 想定される災害

広島県地域防災計画「第3章 災害応急対策計画」参照
広島県ハザードマップを参照

1 想定される災害

- (1) 地震災害
- (2) 津波災害
- (3) 風水災害
- (4) 土砂災害

第6節 災害時の取り組み

災害発生時 → 災害対策本部の設置（会長が招集）

- 各ブロックの災害情報の収集と分析
（各ブロック理事により）
 - * 災害ブロックの特定・情報の整理と分析
 - * ブロック内災害事業所の特定・情報の整理と分析

- * 救援物資の保管場所（事業所）特定
 - * 各ブロック会員事業所の利用者・職員の安否確認
 - * 必要救援物資の特定
 - * 人材派遣必要性の有無
-
- 21世紀委員会の招集（供給ルート確保された場合）
 - * 必要物資供給の準備
 - * 21世紀委員会の招集

第2章 災害時の組織体制

第1節 役員の動員、参集と災害時の連絡体制

1 役員・事務局員の動員と参集基準

災害の発生時には下記の基準に従い、メーリングリストなどにより役員・事務局員を動員する。当該指示がない場合においても副会長は自主的に参集する。

※動員命令及びその他指示命令に関しては、会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長が代理する。

動員、参集基準

連盟活動体制	警戒体制	特別警戒体制	非常体制	特別非常体制
地震災害	震度4未満	震度4	震度5弱以上	震度6弱以上
津波災害	津波注意報	津波警報	大津波警報	広範囲で被害
風水・土砂災害	大雨注意報	大雨警報	大雨特別警報	広範囲で被害
その他	緊急時	緊急時	緊急時	緊急時
参集者	会長が情報を収集し、必要と判断した場合	会長が情報を収集し、必要と判断した場合	参集判断フローチャートにより、指定の場所に参集	参集判断フローチャートにより、指定の場所に参集
会長・副会長 事務局員				
理事・監事	自宅待機	自宅待機	自宅待機	
		自宅待機		

2 参集場所とその方法他

(1) 参集場所

広島県社会福祉会館

災害等の状況により、参集場所を変更することがある。その際はメーリングリスト等の連絡方法により指示する。

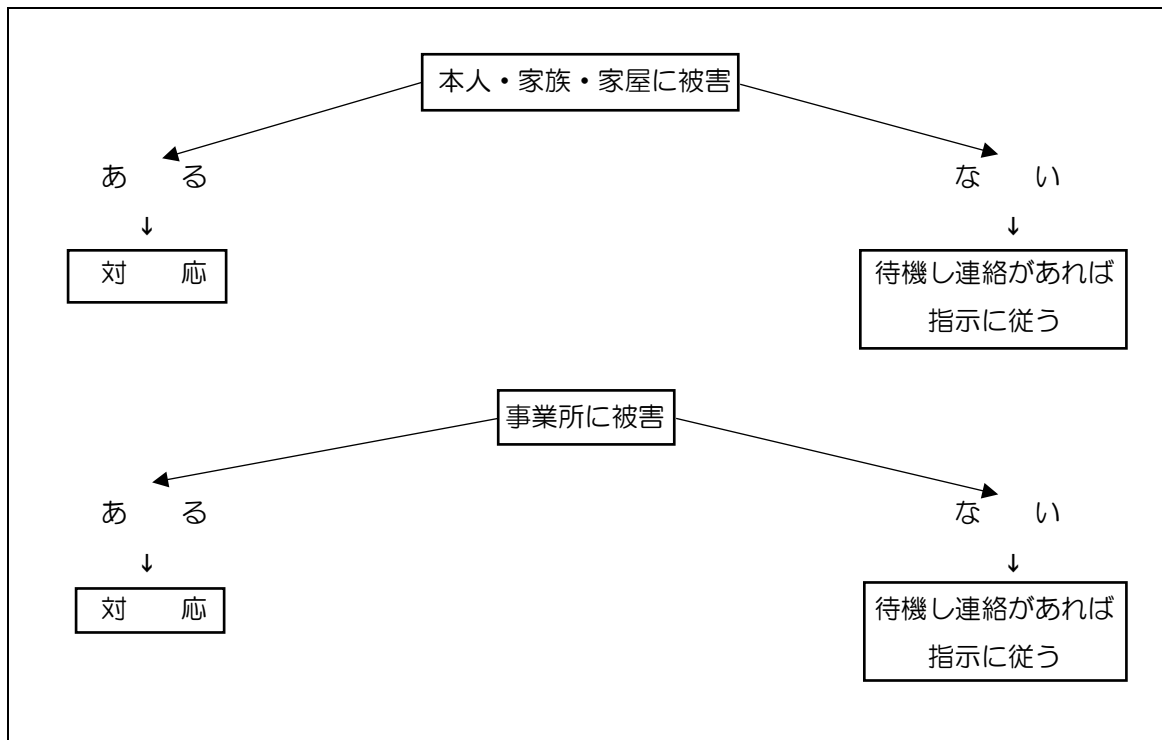
(2) 参集の方法

災害などの状況により、可能な方法で安全なルートを使って参集する。通常から方法、ルート、所要時間を考慮しておくこと。

3 参集判断フローチャート

勤務時間外に災害が発生した時、役員・事務局員は参集判断フローチャートに基づき家族の安否確認及び事業所の状況確認などを行い、対応が必要な場合はその対応を行う。参集できない場合は会長に連絡する。

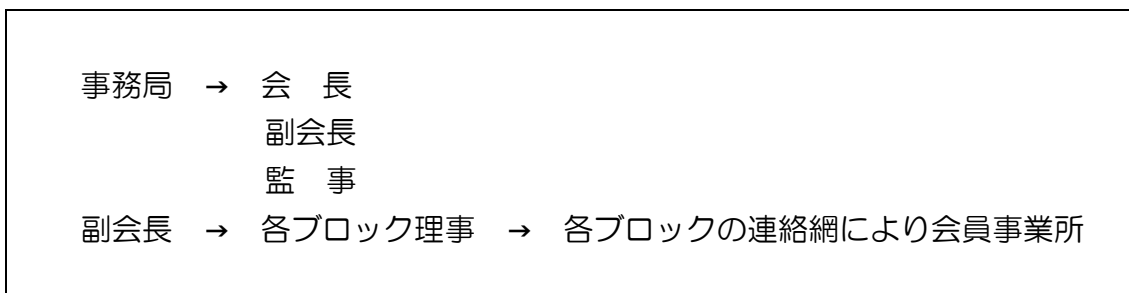
参集判断フローチャート



4 災害時の連絡体制

通常の緊急連絡の際には次のとおり部署ごとに電話による連絡網を使用するが、災害時には電話による情報の伝達が困難であることが予測されるためメーリングリスト等を活用して行うものとする。

電話連絡網



第 2 節 災害時初動体制、業務

1 災害時の初動業務

2班の体制に編成し、それぞれの役割を行う。

情報分析・意思決定班	会長、副会長2名、監事1名
情報収集・総務班	副会長2名、監事1名、ブロック理事、事務局員

2 災害時初動体制における各班の役割

災害時初動体制とは概ね72時間以内の業務に対応するための体制であり、災害復旧に移行するまでの緊急的な体制である。時間の経過や事態の推移により、柔軟に体制の再編を行う。災害復旧に移行した後は再編した体制により役割分担を行い、対応する。

第3章 災害時初動体制の各班の業務

第1節 情報分析・意思決定班の業務

	内 容
災害時初動体制（72時間以内）	1 役員、事務局員参集判断・指示 2 会員事業所被害状況の把握 3 関係機関との連携、情報共有 4 情報の整理と分析 5 災害復旧への移行を宣言

1 役員、事務局員参集判断・指示

参集基準により、役員、事務局員を参集する。また、メーリングリスト（電話）により指示をだす。

2 会員事業所の被害状況、情報の把握

各会員事業所の被害状況について、情報収集・総務班より報告を受け、実態を把握する。

3 関係機関との連携、情報共有

関係機関と連携し、災害地域における被害情報や災害ボランティアの設営に関わる情報の共有を図る。

4 情報の整理と分析

すべての情報収集の後、災害復旧体制の段階的移行等の検討を行うための情報整理と分析を行う。

*初動業務において収集した情報をもとに、災害の程度により対応する必要があると判断した場合は、次のことを実施する。

- (1) 役員による会員事業所の被害情報の共有
- (2) 当該行政との協議結果の共有
- (3) 災害ボランティアの支援体制の確認
- (4) 関係機関の支援体制の確認
- (5) 関係団体への被害状況の確認

5 災害復旧支援体制への移行を宣言

関係機関等に災害復旧支援体制の移行を伝える。

第2節 情報収集・総務班の業務

情報収集・総務班は情報分析・意思決定班の補佐を行い情報収集を行う。また、関係機関からの問合せなどへの対応も行う。

	内 容
災害時 初動体制 (72 時間 以内)	1 役員への安否確認
	2 情報の整理、報告
	3 関係機関からの問合せの対応
	4 会員事業所への支援要請
	5 関係機関からの支援受入準備
	6 災害復旧支援体制への移行

1 役員への安否確認

参集の可否を調査、参集できる役員を把握する。

2 情報の整理、報告

各ブロックの情報を得て、被災状況等、物品が稼働できるかどうかを調査して、情報分析・意思決定班に報告する。

3 関係機関からの問合せの対応

様々な問合せがある中、分類し情報分析・意思決定班に確認を得て、対応可能か判断する。

4 被災会員事業所への支援要請

被害事業所より人的支援の要請があった場合、情報分析・意思決定班に確認を得て、各ブロック理事を通じて会員事業所に支援要請を行う。

5 関係機関からの支援受入準備

資金的な支援については、支援先に指定口座を知らせ、物品の支援については、保管場所（事業所）の確保など、受入れ態勢を整える。

6 災害復旧支援体制へ移行

必要に応じて、従来業務あるいはそれぞれの役割を行う。

第4章 災害復旧支援体制

1 災害復旧支援体制への移行

災害発生後の情報分析の結果により、次の条件が満たされれば災害復旧支援体制に移行する。

- *災害支援のニーズがあるか
- *支援体制を行う人材が参集できるか
- *支援体制を行う事業所や機材が利用できるか
- *二次災害等はないか

第5章 平常時の備え

第1節 関係機関との連携

災害時、連盟単独では限定的なものにならざるを得ない。より効果的で総合的な支援を行えるように平常時から関係機関との関係づくりや協力体制の調整を心掛けなければならない。

1 行政との関係

広島県地域防災計画「第3章災害応急対策計画」にはさまざまな取組や役割が明記されているが、これらの活動は県や各市町の災害対策本部や防災担当課との連携が不可欠である。

第2節 体制の点検と確認

災害時における対応がスムーズに行えるように平常時より次の事項について取り組む。

1 定期的な訓練の実施

- ・災害想定に基づく防災訓練（年1回実施）
（緊急連絡網による伝達訓練等）

2 定期的な情報の更新

緊急連絡先や関係機関連絡先などの情報は年1回確認と更新を行う。

3 活動備品（防災用具等）の確認と拡充（別添1…防災用具等リスト）

災害時必要備品（防災用具等）については、予算の範囲内で順次整備を行い、準備できているものに関しては年1回確認を行う。

別添 1

防災用具等リスト

・防災用具セット	1個（15点入り）
・安全ヘルメット	5個
・懐中電灯	3個
・軍手	1束（12セット入り）
・携帯ラジオ	2機（自力発電タイプ）

※このリストは適宜更新する。